第６回宮古市農業委員会

総　会　議　事　録

宮古市農業委員会

第６回宮古市農業委員会総会議事録

令和３年 10 月 25 日、第６回総会は宮古市役所に招集された。

1. 開会日時　　令和３年 10 月 25 日(月)午後１時３０分

2. 閉会日時　　令和３年 10 月 25 日(月)午後１時５０分

3. 出席委員は次のとおりである。(出席委員　９名)

１番 高森 昭夫 委員	２番 古舘 秀巳 委員	３番 竹野 牧子 委員
４番 山崎 安人 委員	５番 中野 正隆 委員	６番 福士 永輝 委員
７番 去石 徹 委員	９番 阿部 剛夫 委員	10 番 飛澤 教男 委員

4. 欠席した委員は次のとおりである。(欠席委員　１名)
８番　畠山　一伸委員

5. 事務局出席者は次のとおりである。
事務局長　飛澤　寛一
次　　長　中屋　和秀
主　　査　藤原　優子

6. 会議に付した事件
日程第１　議事録署名委員及び書記の指名
日程第２　報告第１号　農地法第３条の３の規定による届出書の受理について
日程第３　議案第１号　農地法第５条の規定による許可申請の審議について
議案第２号　農地法の適用外証明願いについて
議案第３号　農地法第２条第１項の農地に該当しない旨の審議について

―　午後１時３０分　開会　―

議　　長
（飛澤教男会長）

定刻となりました。
本日は、8 番畠山一伸委員から欠席の連絡がございました。
現在、委員 10 名中 9 名の出席でございます。
宮古市農業委員会会議規程第 11 条の定足数に達しておりますので、これより第６回宮古市農業委員会総会を開会いたします。
次に、「宮古市農業委員会憲章 6 番」を朗読いたします。
憲章を読み上げますので、復唱願います。

（憲章 6 番）

（宮古市農業委員会憲章朗読）

議　　長

ありがとうございます。
それでは、日程第 1、議事録署名委員及び書記の指名を行います。
お諮りをいたします。議事録署名委員及び書記の指名につきましては、宮古市農業委員会会議規程第 13 条により、議長から指名することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議　　長

異議なしと認め、議事録署名委員には 4 番山崎安人委員と 5 番中野正隆委員を、書記には事務局の藤原主査を指名いたします。

議　　長
（報告第 1 号）

次に、日程第 2、報告第 1 号「農地法第 3 条の 3 の規定による届出書の受理について」を事務局より報告いたします。藤原主査。

藤原主査

議案書の１ページをお開き願います。
(議案書の報告第 1 号を朗読)
今月の受理件数は 8 件で、取得事由は相続であり、農業委員会による斡旋の希望はありません。10 月分届出合計を読み上げて報告といたします。
3 ページをお開き願います。
(議案書を朗読して報告)
以上で報告を終わります。

議　　長

報告が終わりました。
報告ではございますが、皆さんから何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。
なお、発言の際は、はじめに議席番号とお名前をお願いいたします。
どなたかございませんか。

（「なし」の声あり）

議　　長
（議案第 1 号）

ないようですので、次に、日程第 3、議案第 1 号「農地法第 5 条の規定による許可申請の審議について」を議題といたします。
付議番号 1 番について、事務局より説明願います。中屋次長。

中屋次長	議案書の４ページをお開き願います。 (議案書の議案第１号を朗読) 付議番号１番についてご説明いたします。資料はナンバー1、所在図は１ページでございます。 (議案第１号付議番号１番を議案書の朗読により説明) 資料のナンバー1 をご覧願います。 令和 3 年 10 月 14 日に月当番の中野委員、地区担当推進委員の堀内委員、事務局から私の 3 人で現地を確認しております。 １農地転用許可基準からみた意見と理由欄でございます。(1)農地の種類は、農用地、甲種農地、第 1 種農地、及び第 3 種農地のいずれにも該当せず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第 2 種農地でございます。(2)から(5)までは転用許可基準からみて、いずれも適当確実と認められるものでございます。(6)から(8)は該当ございません。2 他法令関連事項欄でございますが(1)は該当ございません。(2)都市計画法との関連は、計画区域外でございます。(3)農振地域整備計画との関連は、振興地域内で農用地区域外でございます。(4)は該当ございません。 以上の調査結果は、転用許可基準を満たしており、3 調査意見といたしましては、許可相当と認められるものでございます。 なお、地区担当推進委員の堀内委員は、異議がないということでございました。 説明は以上でございます。
議　　長	次に、月当番の 5 番中野委員に発言を許します。中野委員。
5 番中野委員	5 番中野です。ただ今、事務局の中屋次長の説明のとおりでございます。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議　　長	説明が終わりました。 これより質疑、討論に入ります。質問、ご意見ございませんか。 (「なし」の声あり)
議　　長	質疑がないようですので、議案第 1 号の審議を終了いたします。 これより、議案第 1 号「農地法第 5 条の規定による許可申請の審議について」を採決いたします。お諮りをいたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (全員挙手)
議　　長	全員賛成です。よって、議案第 1 号は原案のとおり許可相当として、県知事に意見を送付いたします。
(議案第 2 号)	次に、議案第 2 号「農地法の適用外証明願いについて」を議題といたします。 付議番号 1 番について、事務局より説明願います。中屋次長。

中屋次長	(議案書の議案第 2 号を朗読) 付議番号 1 番についてご説明いたします。資料はナンバー2、所在図は 2 ページでございます。 (議案第 2 号付議番号 1 番を議案書の朗読により説明) 資料のナンバー2 をご覧願います。 令和 3 年 10 月 14 日に月当番の中野委員、地区担当推進委員の刈屋委員、事務局から私の 3 人で現地を確認しております。 調査書の 1 適用外証明の範囲でございますが(4)その他農地又は採草放牧地以外になってから長年月を経過した土地で、農地又は採草放牧地として復旧することが著しく困難と認められるもの、この場合において「長年月を経過した土地」とは、20 年を経過したものとする、に該当するものでございます。2 他法令関連事項欄でございますが、農振地域整備計画との関連は、振興地域内で農用地区域外でございます。3 調査意見、結論でございますが、1 適用外証明の範囲の(4)に該当し、申請内容は相当と認められるものでございます。 なお、この 2 筆につきましては、平成 30 年 12 月 25 日に非農地議決済みの土地でございます。 なお、地区担当推進委員の刈屋委員は、異議がないということでございました。 説明は以上でございます。
議　　長	次に、月当番の 5 番中野委員に発言を許します。
5 番中野委員	5 番中野です。ただ今の事務局の中屋次長の説明のとおりです。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議　　長	説明が終わりました。 これより質疑、討論に入ります。質問、ご意見ございませんか。 はい、3 番竹野委員。
3 番竹野委員	3 番竹野です。資材置き場になっていますが、誰かに貸していたのでしょうか、所有者が使っていたのでしょうか。 (「なし」の声あり)
議　　長	中屋次長。
中屋次長	申し訳ございません。そこまでは調べておりませんでした。 ただ、先ほど申し上げたとおり、平成 30 年 12 月の時点で非農地の議決をしております。たぶん、その時点では資材置き場ではなく原野の状態であったのではなかったろうかと推測しております。
議　　長	竹野委員、よろしいですか。その他ございませんか。 質疑がないようですので、付議番号 1 番の審議を終わります。 次に、付議番号 2 番について、事務局より説明願います。中屋次長。

中屋次長	付議番号２番についてご説明いたします。所在図は３ページ、資料のナンバー2 - 2 をご用意願います。 (議案第２号付議番号２番を議案書の朗読により説明) 資料のナンバー2 の 2 をご覧願います。 令和３年 10 月 14 日に月当番の中野委員、地区担当推進委員の上須賀委員、事務局から私の３人で現地を確認しております。 調査書の１適用外証明の範囲の(4)その他農地又は採草放牧地以外になってから長年月を経過した土地で、農地又は採草放牧地として復旧することが著しく困難と認められるもの、この場合において「長年月を経過した土地」とは、20 年を経過したものとする、に該当するものでございます。2 他法令関連事項欄でございますが、農振地域整備計画との関連は、振興地域内で農用地区域外でございます。3 調査意見、結論でございますが、1 適用外証明の範囲の(4)に該当し、申請内容は相当と認められるものでございます。 なお、地区担当推進委員の上須賀委員は、異議がないということでございました。 説明は以上でございます。
議　　長	次に、月当番の５番中野委員に発言を許します。中野委員。
５番中野委員	5 番中野です。ただ今事務局の中屋次長の説明のとおりでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議　　長	説明が終わりました。 これより質疑、討論に入ります。質問、ご意見ございませんか。 (「なし」の声あり)
議　　長	質疑がないようですので、付議番号２番の審議を終わります。 以上で議案第２号の審議を終了いたしました。 これより、議案第２号「農地法の適用外証明願いについて」を採決いたします。 お諮りをいたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (全員挙手)
議　　長	全員賛成です。よって、議案第２号は原案のとおり決定いたしました。
(議案第３号)	次に、議案第３号「農地法第２条第１項の農地に該当しない旨の審議について」を議題といたします。 事務局より説明願います。中屋次長。
中屋次長	議案書の６ページをご覧願います。 (議案第３号を議案書の朗読により説明) 付議番号１番から５番までございます。個々の案件については、説明を省

略させていただきます。
　農地利用状況調査によって、農地に復元することが困難と認められた土地でございます。議決をいただいた後に所有者へ非農地である旨の通知を発送いたします。
　合計を申しあげます。
（議案書の合計を朗読）
　説明は以上でございます。

議　　長　　説明が終わりました。
　これより質疑、討論に入ります。質問、ご意見ございませんでしょうか。

（「なし」の声あり）

議　　長　　ないようですので、議案第３号の審議を終了いたします。
　これより、議案第３号「農地法第２条第１項の農地に該当しない旨の審議について」を採決いたします。
　お諮りをいたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

議　　長　　全員賛成です。よって、議案第３号は原案のとおり決定いたしました。
　以上をもちまして、本日予定した日程のすべてを終了いたしました。
　これをもちまして、第６回宮古市農業委員会総会を閉会といたします。
　ありがとうございました。

―　午後１時５０分　閉会　―

　以上、会議の顛末を記録し、相違ないことを証するため、宮古市農業委員会会議規程第30条第２項の規定により署名押印いたします。

令和　　年　　月　　日

会　　長

署名委員

署名委員